

(証券コード9679)
2025年12月5日

株主各位

東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号
ホウライ株式会社
代表取締役社長 小野直樹

第142期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第142期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.ir.horai-kk.co.jp/event/event_03.html



（上記のウェブサイトにアクセスいただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ホウライ」又は「コード」に当社証券コード「9679」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって事前に議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年12月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年12月23日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号

鉄鋼会館7階 701号会議室

(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

3. 目的 事 項

報告事項 第142期（2024年10月1日から
2025年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 役員退職慰労金制度の廃止及び打切り支給の件

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型業績連動型株式報酬制度導入の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎インターネットと書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、インターネットにより行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - ◎インターネットにより複数回議決権行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款（第18条）の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

後日配信についてのご案内

本株主総会で使用する資料の一部を、後日配信予定です。

当社ウェブサイト (https://www.ir.horai-kk.co.jp/event/event_03.html) にアクセスのうえ、是非ご利用ください。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年12月23日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年12月22日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年12月22日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 議決権の数 XX個
〇〇〇〇 御申
××××年 ×月××日
××××××
スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード
見本
〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

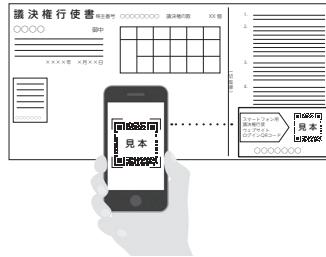
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

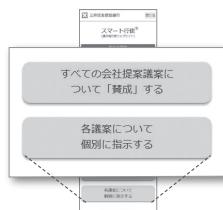
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、
右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

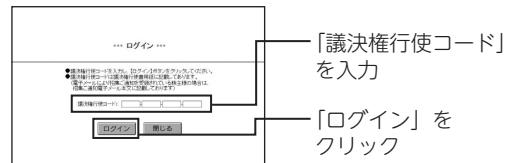
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
(受付時間 9:00～21:00)

第142期（2024年10月1日から 2025年9月30日まで）事業報告

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が期待される中、緩やかな回復が続きました。個人消費については、一部に足踏みが残るもの、持ち直しの動きが見られ、企業収益も改善しました。一方で、アメリカの通商政策等の動向、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等から、不透明な状況が続きました。

このような状況下、当社は各事業がそれぞれの特性に応じた施策の推進に努めました。

当事業年度の経営成績は、営業収益につきましては、不動産事業、千本松牧場、ゴルフ事業は前期を上回りましたが、保険事業は前期を下回り、全体では6,111百万円（前期比631百万円増）となりました。営業総利益につきましては、千本松牧場、ゴルフ事業は前期を上回りましたが、保険事業、不動産事業は前期を下回り、全体では1,439百万円（前期比143百万円増）となりました。一般管理費は822百万円（前期比98百万円増）と前期を上回り、営業利益は616百万円（前期比45百万円増）となりました。営業外収益に計上したゴルフ会員権消却益は133百万円（前期比8百万円増）と前期を上回りましたが、営業外損益は全体で前期を下回り、経常利益は734百万円（前期比10百万円増）となりました。また、特別利益は投資有価証券売却益を計上した前期を大きく下回り、特別損失もゴルフ事業の減損損失を計上した前期を大きく下回りましたが、千本松牧場の売店・レストランのリニューアルに伴い、旧施設の除却・取り壊し費用及び減損損失として特別損失62百万円（前期比302百万円減）を計上しました。この結果、当期純利益は497百万円（前期比189百万円増）となりました。

次に各事業別の概況につきまして、以下のとおりご報告申し上げます。

(1)保険事業

リスク管理の専門家としての強みを活かして、お客様に寄り添ったコンサルティングを推進するとともに、リスク管理パートナーとしての総合提案力の深化や、継続的な成長を実現し得る組織・体制の強化に努めました。

営業収益は、生命保険分野においては新たなご契約が増加しましたが、前期に損害保険分野において大口のご契約をいただいたことの反動から、前期比5百万円減少し1,173百万円となりました。営業原価は人件費等の増加を主因に前期を上回り、営業総利益は458百万円（前期比19百万円減）となりました。

(2)不動産事業

テナント様・入居者様に「安心安全」かつ「快適」な空間のご提供に努め、賃貸不動産の入居率はほぼ満室状態で安定的に推移しました。2023年11月に取得したユーレジデンス西大井の賃料収入寄与もあり、営業収益は1,292百万円（前期比15百万円増）となりました。営業

原価はエネルギー効率が高く環境に優しい空調機器への更新に伴う減価償却負担の増加等により前期を上回り、営業総利益は759百万円(前期比1百万円減)となりました。

(3)千本松牧場

観光施設においては、2024年10月にファームショップ(売店)・ファームレストランをリニューアルオープンし、2025年4月には天然温泉水を利用した「温泉じゃぶじゃぶ池」や那須野が原の自然を一望できる「千本松テラス」を新設してグランドオープンを迎えました。各種イベントの開催やSNS等での情報発信に力を入れたことに加え、多くのメディアで話題になったこと也有って、ご来場者数は大幅に増加し、前期比概ね1.5倍の増収となりました。

牧場外のソフトクリームショップは、2025年2月に埼玉県越谷市のイオンレイクタウンKazeに5店目をオープンしました。以後、既存店も含めてお客様に大変ご好評をいただいており、前期比増収となりました。

外販営業は、地元量販店向けの減収を主因として前期比減収となりましたが、ソフトミックスの卸売りや東京駅八重洲中央口改札内ショップでの当社製品の販売等、他社との協業に積極的に取り組みました。

酪農は搾乳牛頭数・搾乳量とも増加し、前期比増収となりました。

この結果、営業収益は全体で2,798百万円(前期比549百万円増)となり、営業原価は施設のリニューアルに伴う費用計上等を主因に前期比増加し、営業総利益は255百万円(前期比121百万円増)となりました。

(4)ゴルフ事業

ゴルフ場の基盤であるコースコンディションの維持・向上に引き続き取り組み、ご来場者様から高くご評価いただきました。

また、ホームページの見やすさ向上、SNSやメール配信システムの積極的活用、各種プランのご提供等の情報発信に力を入れるとともに、会員様へのサービス充実、大学ゴルフ部の合宿誘致等で、より多くの方にご来場いただけるよう取り組みました。

そして、ご来場いただいたお客様に一層ご満足いただけるよう、クラブハウス売店における品揃えの工夫、レストランの食事の改善や接遇の向上、ご宿泊のお客様向けの夕食メニューの充実等に注力いたしました。

2025年6月には、西那須野カントリー倶楽部において5年連続となる男子プロトーナメントが開催され、参加いただいた男子プロからコースコンディションを高く評価いただくとともに、ネット配信等を通じて、我が国有数のゴルフ場としての認知度を更に高めることができました。

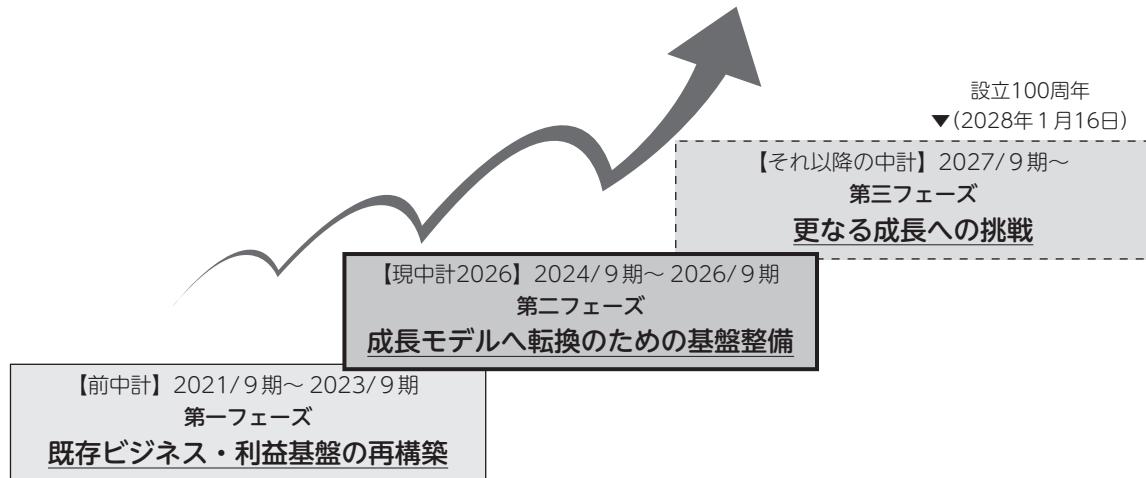
この結果、ご来場者は前期を上回り、営業収益は846百万円(前期比72百万円増)となりました。営業原価は施設改修及び販売促進に関わる費用の増加を主因に前期を上回り、営業総損失は34百万円(前期比43百万円改善)となりました。

2. 会社が対処すべき課題

当社は、「三つのフェーズの成長プロセス」に基づいて中期経営計画を策定し、具体的な施策を着実に実行していくことで、「健全経営の基盤強化と永続的で強靭な経営体質の構築」を目指しております。

持続的な企業価値向上に向けた成長プロセス（再構築～基盤整備～更なる成長）

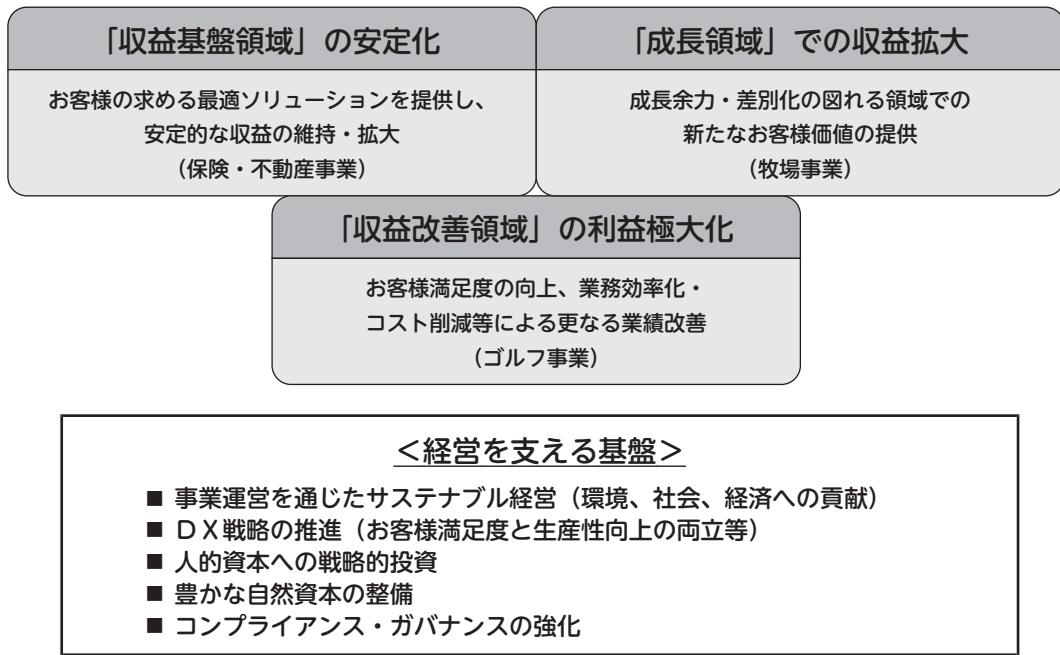
投資家・ステークホルダー等の期待に応え得る、
投資魅力のある企業への成長に資する経営基盤を確立する



2023年10月に策定した「中期経営計画2026」（2024年9月期～2026年9月期）は、「成長モデルへの転換のための基盤整備」を目指す第二フェーズと位置付けており、2028年1月16日に迎える設立100周年に向けて「更なる成長への挑戦」を掲げた第三フェーズを見据えて、成長基盤の整備に取り組んでおります。

具体的には、引き続きインフレや人口減少等の外部環境変化への対応力を高めるとともに、新しいビジネスモデルによる更なる成長に不可欠となるブランド力向上のための施設リニューアルや新商品開発等の先行投資、経営を支える基盤である人的資本への戦略的投資等を進めてまいります。

「中期経営計画2026」（第二フェーズ）の目指す姿
：ブランド価値向上による成長モデルへの転換のための基盤整備



現中期経営計画「中期経営計画2026」の2年目となる当事業年度は、国際情勢や金融市場において先行き不透明な状況が続く中、国内ではインフレや人手不足が一層拡大し厳しい環境となりましたが、当社では「お客様目線」を第一に、「安心安全」かつ「快適」な商品・サービスのご提供とブランド価値向上に努め、営業収益6,111百万円（予想比+311百万円）、営業利益616百万円（予想比+66百万円）、EBITDA 1,069百万円（予想比+69百万円）と、いずれも計画を上回り、「中期経営計画2026」最終年度の計画である営業利益600百万円、EBITDA1,000百万円を1年前倒しで達成しました。

また、2024年10月には、千本松牧場のレストラン・売店棟をリニューアルオープンし、2025年4月には、旧施設の跡地に那須千本松牧場の解放感を楽しんでいただけるランドスケープを完成させ、グランドオープンを迎えました。100万人を超えるお客様にご来場いただき、大変ご好評をいただいております。同施設を“**PURE MILK FARM**”をコンセプトとする千本松牧場ブランドの発信基地と位置付け、更なる成長モデルの構築に挑戦してまいります。

2026年9月期につきましては、インフレ基調の拡大や人手不足の常態化等、引き続き厳しい環境が想定されますが、「更なる成長」に向けて、業容の拡大に伴う事業分野の裾野拡大や業務管理の高度化要請に対応するための体制を構築・整備する期と位置付け、営業収益は6,200百万円（前期比88百万円増）、営業利益は630百万円（前期比13百万円増）、経常利益は730百万円（前期比4百万円減）、当期純利益は500百万円（前期比2百万円増）を見込んでおります。

各事業において施策を迅速かつ着実に推し進めることにより、事業基盤及び収益基盤を拡大させ、更なる成長と企業価値向上に挑戦してまいります。

各部門の主要施策

事業部門・本社部門での主要施策における共通概念は以下のとおりであります。

- ①事業環境の変化を踏まえた収益基盤の強化、成長領域への事業拡大
- ②お客様との対話を通じた「満足度の高い商品・サービスの提供」
- ③DX推進による「お客様満足度」と「生産性(業務効率化)」の向上
- ④当社の最大の強みである「質の高いお客様基盤」の有効活用と更なる拡充
- ⑤ビジネスモデル変革の原動力となる人材の育成
- ⑥「環境・社会・経済への貢献」と「企業価値向上」の両立

(保険事業)

リスク管理の専門家としての「特色あるプロの代理店」として、お客様に寄り添ったコンサルティングを推進、総合提案力を強化し、以下を柱としたサステナブルな成長の実現を目指します。

- ◇お客様の様々なライフスタイルに応じたリスク管理パートナーとしての総合提案力の強化
- ◇教育制度の拡充による専門知識を持つスペシャリストの育成
- ◇お客様との信頼関係を基盤とした継続的な成長を実現し得る組織・体制の強化

(不動産事業)

テナント様・入居者様へ「安心安全」かつ「快適」な空間を提供いたします。

- ◇適切な設備更新・改修投資の実施による賃貸不動産の利便性・快適性・安心安全の維持向上
- ◇お客様満足度の向上を意識し、専門性を更に強化した業務体制の構築
- ◇優良資産の取得、ポートフォリオ見直し及び新規事業への展開による収益基盤の強化拡大
- ◇千本松地区における資産の有効活用と営繕・保全管理の高度化

(千本松牧場)

ブランドコンセプト“**PURE MILK FARM**”の下、環境に優しい牧場づくりと観光牧場としての競争力強化を図るとともに、安心・安全で美味しい商品展開と外販営業の強化に取り組んでまいります。

- ◇観光施設：地域連携を重視したイベントや牧場内の施設改善等により、2025年4月グランドオープン以降の来場者増加トレンドを維持・強化
- ◇外販営業：ソフトクリーム外部店舗の出店推進、ネット販売を強化
- ◇酪農：「循環型酪農」の高度化等、自然資本を活用したSDGsへの取り組みを継続

(ゴルフ事業)

ご来場者様により楽しく・心地よい時間をお過ごしいただけるよう、基本となる取り組みを深化させ、営業利益の黒字転換と安定的な利益基盤の構築を目指します。

- ◇コースコンディション、接遇、レストランメニュー等の一層の向上によるゴルフ場の魅力アップと、ご来場の楽しみが増すサービスや特典の充実
- ◇情報発信力を強化し、ゴルフ場の魅力や素晴らしさ、時節に応じたプランやサービス等を確りと伝えることで、ブランド価値の向上及びご来場動機の増進に取り組み

3. 設備投資の状況

当事業年度は、ホウライ堀留ビル空調設備改修工事177百万円等、総額729百万円の設備投資を実施いたしました。

4. 資金調達の状況

所要資金につきましては、自己資金と金融機関からの借入により調達いたしました。

5. 営業成績及び財産の状況の推移

区分	年 度	第 139 期	第 140 期	第 141 期	第 142 期 (当事業年度)
	2022年9月期	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期	
営 業 収 益(百万円)	4,937	5,185	5,480	6,111	
営 業 利 益(百万円)	443	527	571	616	
経 常 利 益(百万円)	682	744	724	734	
当 期 純 利 益(百万円)	470	513	308	497	
1 株当たり当期純利益 (円)	337.32	367.48	220.66	118.89	
総 資 産(百万円)	18,877	18,853	19,799	19,706	
純 資 産(百万円)	8,596	9,104	9,379	9,865	

(注) 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

当社は次のとおり、保険、不動産、千本松牧場、ゴルフの4事業を営んでおります。

事 業 区 分	事 業 内 容
(1) 保 險 事 業	
① 損 保 代 理 店	火災、自動車等総合損害保険代理店業務
② 生 保 募 集	終身、定期及びがん保険を主とする生命保険募集業務
(2) 不 動 产 事 業	賃貸不動産の運営・管理、不動産の売買・仲介
(3) 千 本 松 牧 場	飼料生産、乳牛の飼育、搾乳、原乳・乳製品の製造・販売、及びレストラン・観光施設の運営
(4) ゴ ル フ 事 業	ゴルフ場（ホウライカントリー倶楽部及び西那須野カントリー倶楽部）経営

7. 主要な営業所及び工場（2025年9月30日現在）

- 本社事務所：東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号
○営業所：ホウライ堀留ビル、東京保険部
名古屋支店
大阪支店
福岡支店
　　ファームショップ（売店）・ファームレストラン等、
　　ホウライカントリー倶楽部、西那須野カントリー倶楽部
○工場：那須乳業工場
○牧場：千本松牧場
（東京都中央区）
（名古屋市）
（大阪市）
（福岡市）
（栃木県那須塩原市）
（栃木県那須塩原市）
（栃木県那須塩原市）

8. 従業員の状況（2025年9月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
155名	2名減	47歳5ヶ月	11年6ヶ月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には、パートタイマー（1日8時間換算65名）及び準社員（60名）、計125名は含まれておません。

9. 主要な借入先の状況（2025年9月30日現在）

- (1) 借入先 株式会社三井住友銀行
(2) 借入額 2,979百万円

II 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2025年9月30日現在）

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 11,160,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,212,000株 |
| (3) 当事業年度末株主数 | 1,222名（前事業年度末比351名増） |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
室町ビルサービス株式会社	534,300株	12.75%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	304,300株	7.26%
株式会社帝国倉庫	300,360株	7.17%
室町殖産株式会社	297,300株	7.09%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A/C 8221-623793 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	230,200株	5.49%
株式会社三井住友銀行	208,200株	4.97%
日本駐車場開発株式会社	139,200株	3.32%
ホウライ従業員持株会	117,980株	2.81%
株式会社スノーボールキャピタル	99,900株	2.38%
宣本正夫	91,100株	2.17%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（23,925株）を控除して計算しております。
2. 2025年4月1日付で、普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。
3. 2024年9月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、重田光時氏及びその共同保有者2社が2024年8月23日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、重田光時氏及びGLOBAL MANAGEMENT PARTNERS LIMITEDを上記大株主には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、持株数等につきましては株式分割前の株式数を記載しております。

株主名	持株数	持株比率
重田光時	101,700株	7.24%
株式会社スノーボールキャピタル	33,300株	2.37%
GLOBAL MANAGEMENT PARTNERS L I M I T E D	72,600株	5.17%

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
 該当する事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長 兼 会 長 執 行 役 員 C E O	寺 本 敏 之	東亞合成株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社アサックス 社外取締役(監査等委員)
代 表 取 締 役 社 長 兼 社 長 執 行 役 員 C O	小 野 直 樹	ゴルフ事業本部担当兼ゴルフ事業本部長
取締役兼専務執行役員 C F O 兼 C I O	萩 尾 哲 也	総合企画部長兼財務企画部担当兼IT統括部 担当兼広報部担当兼不動産事業本部担当
取締役兼専務執行役員	森 川 祐 一	千本松事務所長兼千本松牧場本部長 兼ゴルフ事業本部副担当
取締役兼常務執行役員 C R O	大 嶋 雅 樹	人事部長兼人事部働き方チャレンジ室長 兼総務部担当
取 締 役	柴 田 征 範	虎門中央法律事務所 弁護士 パートナー
取 締 役	武 藤 隆 明	
取 締 役	飴 善 晶 子	昭和女子大学グローバルビジネス学部 ビジネスデザイン学科教授
常 勤 監 査 役	森 尻 善 雄	日本コーカス工業株式会社 社外取締役
監 査 役	国 吉 誠	
監 査 役	久 保 雅 晴	

(注) 1. 監査役斎藤淳一氏は、2024年12月23日開催の第141期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

2. 取締役柴田征範氏、武藤隆明氏及び飴善晶子氏は、社外取締役であります。
3. 監査役国吉誠氏及び久保雅晴氏は、社外監査役であります。
4. 当社は社外取締役柴田征範氏、武藤隆明氏及び飴善晶子氏並びに社外監査役国吉誠氏及び久保雅晴氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査役森尻善雄氏は、金融機関での経験・知識や、長年にわたる人材紹介業、不動産業等、様々な業界の経営経験で培った幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外監査役国吉誠氏は、金融機関での経験・知識や、長年にわたる経営コンサルティング、精密工作機械メーカー、情報処理及び資金決済サービス等、様々な業界での企業経営に加え、公益社団法人の代表理事としてガバナンスやコンプライアンスの強化に尽力するなど、幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 社外監査役久保雅晴氏は、上場企業のCFO、監査役として長年にわたる法務、総務、企業会計、監査業務の豊富な経験と見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 8. 当社は、社外取締役柴田征範氏、武藤隆明氏及び鈴善晶子氏、常勤監査役森尻善雄氏、社外監査役国吉誠氏及び久保雅晴氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。
 9. 当社は取締役、監査役及び執行役員の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分を含めて会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることになります。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等の一定の免責事由があります。
 10. なお当社は、当該保険契約を2025年12月に同様の内容で更新することを予定しております。
10. 取締役を兼務していない執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります（2025年9月30日現在）。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	桜井 雅浩	保険事業本部長兼保険事業本部東京保険部長
上席執行役員	金澤 隆雄	保険事業本部副本部長兼保険事業本部損保推進部長
執行役員	三野 眞	財務企画部長
執行役員	三野 進一	千本松牧場本部牧場事業部長兼牧場事業部賃貸部長
執行役員	藤原 雅史	千本松牧場本部商品戦略部長
執行役員	大沼 宏之	千本松牧場本部牧場事業部副事業部長
執行役員	伊藤 俊幸	千本松牧場本部外販事業部長兼外販事業部営業推進部 eコマース室長
執行役員	山崎 健一	総務部長兼人事部担当部長

11. 2025年10月1日付で取締役及び執行役員の地位及び担当を次のとおり変更しております。

氏名	変更後	変更前
寺本敏之	代表取締役会長兼会長執行役員	代表取締役会長兼会長執行役員 CEO
小野直樹	代表取締役社長兼社長執行役員 CEO	代表取締役社長兼社長執行役員 COO ゴルフ事業本部担当兼ゴルフ事業本部長
森川禎一	取締役兼専務執行役員 千本松事務所長兼千本松牧場本部長 兼ゴルフ事業本部担当	取締役兼専務執行役員 千本松事務所長兼千本松牧場本部長 兼ゴルフ事業本部副担当
大沼宏之	執行役員 千本松牧場本部牧場事業部長 兼牧場事業部賃貸部長	執行役員 千本松牧場本部牧場事業部副事業部長
石黒智生	執行役員 ゴルフ事業本部長	理事 社長付 ゴルフ事業本部担当
田中沙織	執行役員 保険事業本部副本部長 兼保険事業本部生保推進部長	保険事業本部生保推進部長
三野眞	参与 内部監査室長	執行役員 財務企画部長
三野進一	参与 千本松牧場本部 牧場事業部業務サポート	執行役員 千本松牧場本部牧場事業部長 兼牧場事業部賃貸部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		固定報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	166,501千円 (15,510)	140,640千円 (15,510)	—	25,861千円 (—)	8名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	23,160千円 (11,280)	23,160千円 (11,280)	—	—	4名 (2)
合計 (うち社外役員)	189,661千円 (26,790)	163,800千円 (26,790)	—	25,861千円 (—)	12名 (5)

- (注) 1. 上記の支給員数には、当事業年度に退任した監査役1名を含んでおります。
2. 2024年12月23日開催の第141期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した監査役1名に対して、役員退職慰労金として7,610千円を支給しております。
3. 業績連動報酬等には、支給予定額および2024年12月に支給した総額と前事業年度の事業報告にて開示した支給予定額の差額が含まれております。
4. 業績連動報酬等に関する事項

業績指標等を基礎として算定される金銭報酬である賞与を業績連動報酬等としております。持続的な成長と企業価値向上に向けて経営上重視する指標が営業利益であるため、これをもって業績連動報酬等の額の算定に際して参照する業績指標としております。

業績連動報酬等の額の算定方法は、「(5)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等 ③算定方法」に記載のとおりです。

当事業年度を含む営業利益の推移は、11ページに記載のとおりです。

(3) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1991年12月24日開催の第108期定時株主総会において年額540百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は19名です。

(4) 監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査役の報酬限度額は、1994年12月21日開催の第111期定時株主総会において年額48百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

①取締役の報酬決定手続き

取締役の報酬の決定手続きは、指名・報酬委員会が取締役会の諮問に基づき審議・答申を行

い、その答申に基づき取締役会で決定しております。但し退職慰労金については、株主総会に付議して決定しております。

②取締役の報酬体系

- ・当社の取締役の報酬体系は、持続的成長と企業価値向上に向けたインセンティブとして機能する体系としております。
- ・取締役の報酬は、固定報酬（金銭報酬）としての基本報酬（月額報酬）、退職慰労金と業績連動報酬としての賞与（金銭報酬）により構成されます。
- ・なお、社外取締役については、監督機能および独立性確保の観点から業績と連動させず基本報酬（月額報酬）のみで構成されます。

③算定方法

- ・固定報酬のうち、基本報酬（月額報酬）は、ジョブサイズ（職位の難易度）等に応じたテーブルを設定し、個人別の報酬額を決定します。
- ・固定報酬のうち、役員退職慰労金は、退任する取締役の役位、在任年数に応じて算定いたします。
- ・業績連動報酬（賞与）は、各事業年度の業績や目標達成度に連動する報酬として事業年度終了後に支給します。算定にあたっては、職位ごとに幅を持たせた基準額を基に、各事業年度の営業利益の目標達成度・実績および個人業績に応じて決定します。

④報酬等の割合に関する方針

種類別の報酬割合については、全報酬に占める業績連動報酬（賞与）の割合は1割程度とすることを基本方針としています。社外取締役については、前述のとおり、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととしております。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会が取締役会の諮問に基づき審議・答申を行い、その答申を得たうえ、取締役会が算定方法を決定します。取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役会長兼会長執行役員CEO寺本敏之が、上記算定方法により、株主総会で決議された総額の範囲内で、各取締役の報酬額を決定しています。

委任する理由は、当社全体の業績や事業環境を勘案しつつ、各取締役の担当する業務について、定量と定性の両面から評価を行うには、代表取締役CEOが最も適していると判断したためあります。

なお、当事業年度においては、上記に基づき決定しております。

⑥当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

・重要な兼職先と当社との関係

区分及び氏名	重要な兼職先及び当社との関係
取締役 柴田征範	重要な兼職先：虎門中央法律事務所弁護士 パートナー 重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
取締役 飴善晶子	重要な兼職先：昭和女子大学グローバルビジネス学部 ビジネスデザイン学科 教授 重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

・当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会は12回、監査役会は13回で、各社外役員の出席状況は次のとおりであります。

区分及び氏名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関する行った職務の概要
取締役 柴田征範	当期に開催された取締役会すべてに出席し、主に弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から発言を行っております。また、上記のほか、独立役員としての客観的立場から、業務の執行に対する監督機能を適切に果たしております。
取締役 武藤隆明	当期に開催された取締役会すべてに出席し、小売業（百貨店業）での経験・知識や、長年にわたる管理部門で培った豊富な経験・知見に基づく発言を行っております。また、上記のほか、独立役員としての客観的立場から、業務の執行に対する監督機能を適切に果たしております。
取締役 飴善晶子	就任後に開催された取締役会10回すべてに出席し、大学・学会での学術活動や、出身地長野県の地元企業との連携による地方創生活動での経験・知見に基づく発言を行っております。また、上記のほか、独立役員としての客観的立場から、業務の執行に対する監督機能を適切に果たしております。
監査役 国吉誠	当期に開催された取締役会及び監査役会すべてに出席し、金融機関での経験・知識や、長年にわたる様々な業界の企業経営で培った幅広い見識に基づく発言を行っております。
監査役 久保雅晴	当期に開催された取締役会及び監査役会すべてに出席し、上場企業のCFO、監査役や、長年にわたる管理部門での豊富な経験・知識に基づく発言を行っております。

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称：太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 報酬等の額	28,700千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などについて検証を行い、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社の会計監査人の解任又は不再任の決定方針は以下のとおりであります。

「監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任するほか、会計監査人がその職務を適正に遂行することが困難と認められる場合、又は再任することが適当でないと判断される場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提出する議案の内容として決定する。」

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

①処分対象

太陽有限責任監査法人

②処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことによる契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流動資産】	[2,753,072]	【流動負債】	[1,507,408]
現金及び預金	1,940,471	買り一掛	138,485
売掛金	413,533	未払費用	18,194
商品及び製品	145,932	未払法人税	235,164
仕掛け品	8,667	未払会社税	336,324
原材料及び貯蔵品	58,444	保険会社勘定	99,153
前払費用	78,515	預り1年内返済予定の長期借入金	122,832
その他の	107,553	賞与引当金	18,832
貸倒引当金	△46	賞与引当金	120,800
【固定資産】	[16,953,748]	役員賞与受取負	134,108
(有形固定資産)	(15,847,931)	【固定負債】	[8,334,382]
建物	4,665,785	長期借入金	2,858,400
構築物	363,897	一括入金	45,615
機械装置	204,756	繰延税金	57,638
車両運搬工具	12,033	退職給付引当金	21,830
器具備品	454,585	役員退職慰労引当金	71,310
牛	151,083	資産除去債務	104,350
土地	9,147,406	長期預り保証金	5,175,238
コスス勘定	749,140		
コスス資産	25,236		
立木定	73,369		
建設仮勘定	638		
(無形固定資産)	(43,175)		
ソフトウエア	1,477		
商標	237		
その他の	41,459		
(投資その他の資産)	(1,062,641)		
投資有価証券	863,773		
出資金	3,522		
長期前払費用	34,011		
前払年金費用	107,725		
その他の	53,609		
資産合計	19,706,820		
		負債及び純資産合計	19,706,820

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

(単位：千円)

科 目				金額
常業収益				6,111,745
常業原価				4,672,726
常業総利				1,439,018
一般管理費				822,248
常業利益				616,770
常業外収益				
受取利息及び配当金				24,374
会員権消却				133,975
その他				20,627
				178,977
常業外費用				
支払利息				33,898
牛乳の除売却				24,525
その他				2,431
				60,855
経常利益				734,892
特別利益				
固定資産売却益				299
				299
特別損失				
固定資産除売却損				57,891
減損損失				4,311
				62,203
税引前当期純利益				672,989
法人税、住民税及び事業税				173,957
法人税等調整額				1,107
当期純利益				175,065
				497,924

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本合計	
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		自己株式			
		資本準備金	利益準備金	その他 利益剰余金 緑越利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
当期首残高	4,340,550	527,052	120,894	4,080,574	4,201,468	△19,452	9,049,618	
当期変動額 利益準備金の積立 剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			9,214	△9,214 △92,142 497,924	— △92,142 497,924		— △92,142 497,924 △365	
当期変動額合計	—	—	9,214	396,567	405,782	△365	405,416	
当期末残高	4,340,550	527,052	130,108	4,477,142	4,607,250	△19,817	9,455,035	

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	330,237	9,379,855
当期変動額 利益準備金の積立 剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		— △92,142 497,924 △365 79,757 79,757
当期変動額合計	79,757	485,174
当期末残高	409,994	9,865,029

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月13日

ホウライ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本間洋一
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 西村大司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホウライ株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意

を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人

の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第142期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、各監査役の職務の分担等を定め、取締役会の議題について事前に審議するほか、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、意見交換を行いました。また、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び職員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月18日

ホウライ株式会社 監査役会

常勤監査役	森 尻 善 雄	㊞
監査役（社外監査役）	国 吉 誠	㊞
監査役（社外監査役）	久 保 雅 晴	㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

上記の基本方針を踏まえ、当期の期末配当を以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社株式1株につき24円 総額100,513,800円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年12月24日（水曜日）

第2号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となります。これに伴い、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所持する 当社株式の数
①	寺 本 敏 之 (1958年9月15日生)	1981年4月 株式会社三井銀行入行 2014年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2015年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役 2019年6月 当社入社副社長執行役員 2019年12月 代表取締役社長兼社長執行役員 2024年3月 東亞合成株式会社社外取締役（監査等委員） （現任） 2024年10月 当社代表取締役会長兼会長執行役員 CEO 2025年6月 株式会社アサックス社外取締役（監査等委員）（現任） 2025年10月 当社代表取締役会長兼会長執行役員（現任） 重要な兼職の状況 東亞合成株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社アサックス 社外取締役（監査等委員）	11,900株
②	小 野 直 樹 (1961年12月26日生)	1984年4月 株式会社三井銀行入行 2017年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員 2019年4月 株式会社セディナ（現三井住友カード株式会社）代表取締役社長 2020年7月 SMBCファイナンスサービス株式会社（現三井住友カード株式会社）代表取締役社長 2024年4月 当社入社副社長執行役員 2024年10月 社長執行役員 COO ゴルフ事業本部担当兼ゴルフ事業本部長 2024年12月 代表取締役社長兼社長執行役員 COO ゴルフ事業本部担当兼ゴルフ事業本部長 2025年10月 代表取締役社長兼社長執行役員 CEO （現任）	1,400株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所持する 当社株式の数
③	はざ 萩 尾 哲也 (1962年2月19日生)	<p>1985年4月 株式会社三井銀行入行</p> <p>2009年10月 株式会社三井住友銀行企業情報部上席推進役</p> <p>2012年4月 当社入社保険事業本部業務部上席業務推進役</p> <p>2012年8月 保険事業本部業務部長兼東京保険部営業管理部長</p> <p>2014年10月 総合企画部長</p> <p>2014年12月 執行役員総合企画部長</p> <p>2015年12月 取締役兼執行役員総合企画部長兼システム室長</p> <p>2017年4月 取締役兼執行役員総合企画部長兼システム室担当</p> <p>2017年12月 常務取締役兼常務執行役員総合企画部長兼システム室担当</p> <p>2018年4月 取締役兼常務執行役員総合企画部長兼システム室担当</p> <p>2018年12月 取締役兼常務執行役員総合企画部長兼財務企画部担当兼システム室担当</p> <p>2019年10月 取締役兼常務執行役員総合企画部長兼財務企画部担当兼情報システム部担当</p> <p>2020年4月 取締役兼常務執行役員総合企画部長兼財務企画部担当兼情報システム部担当兼不動産事業本部担当</p> <p>2020年10月 取締役兼常務執行役員総合企画部長兼財務企画部担当兼IT統括部担当兼不動産事業本部担当</p> <p>2022年10月 取締役兼専務執行役員総合企画部長兼財務企画部担当兼IT統括部担当兼不動産事業本部担当</p> <p>2024年10月 取締役兼専務執行役員 CFO兼CIO 総合企画部長兼財務企画部担当兼IT統括部担当兼広報部担当兼不動産事業本部担当 (現任)</p>	9,600株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況	所持する当社株式の数
④	もり 森 かわ 川 よし 稔 かず 一 (1963年10月10日生)	1987年4月 株式会社三井銀行入行 2017年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査委員補佐 2021年4月 当社入社理事社長補佐 2021年7月 理事社長付（特命担当） 2021年12月 執行役員社長付（特命担当） 2022年10月 常務執行役員人事部長兼総務部担当兼特命担当 2022年12月 取締役兼常務執行役員人事部長兼総務部担当兼特命担当 2023年10月 取締役兼専務執行役員千本松事務所長兼千本松牧場本部担当兼ゴルフ事業本部担当 2024年10月 取締役兼専務執行役員千本松事務所長兼千本松牧場本部長兼ゴルフ事業本部副担当 2025年10月 取締役兼専務執行役員千本松事務所長兼千本松牧場本部長兼ゴルフ事業本部担当（現任）	6,800株
⑤	おお 大 しま 嶋 まさ 雅 き 樹 (1964年6月25日生)	1989年4月 株式会社三井銀行入行 2015年4月 三田通工リア支店長 2017年5月 当社入社総務部担当部長 2017年7月 総務部長 2017年12月 執行役員総務部長 2023年10月 執行役員総務部長兼人事部長兼特命担当 2023年11月 執行役員人事部長兼総務部担当兼特命担当 2023年12月 取締役兼執行役員人事部長兼総務部担当兼特命担当 2024年10月 取締役兼常務執行役員 C R O 人事部長兼人事部働き方チャレンジ室長兼総務部担当（現任）	2,700株
⑥	しば 柴 た 田 まさ 征 のり 範 (1970年10月20日生)	1997年4月 東京弁護士会登録、虎門中央法律事務所入所 2006年4月 虎門中央法律事務所パートナー（現任） 2007年3月 日本弁護士連合会代議員 2007年4月 東京弁護士会常議員 2015年12月 当社社外取締役（現任） 重要な兼職の状況 虎門中央法律事務所弁護士 パートナー	600株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所持する 当社株式の数
⑦	武藤 隆明 (1956年11月28日生)	1979年6月 株式会社三越入社 2017年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス常務執行役員リスクマネジメント室長 2018年6月 同社取締役常務執行役員C A C O 2019年4月 同社取締役常務執行役員C A O 2020年12月 当社社外取締役（現任）	600株
⑧	飴善晶子 (1960年3月22日生)	1980年4月 日本航空株式会社入社 2002年12月 同社客室本部（客室乗務管理職） 2005年12月 同社宣伝部（地上管理職） 2009年3月 同社客室品質企画部（客室乗務管理職） 2015年1月 昭和女子大学グローバルビジネス学部 ビジネスデザイン学科 教授（現任） 2016年4月 同大学 現代ビジネス研究所 所員（現任） 2024年12月 当社社外取締役（現任） 重要な兼職の状況 昭和女子大学グローバルビジネス学部 ビジネスデザイン学科 教授	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 柴田征範氏、武藤隆明氏及び飴善晶子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 取締役候補者とした理由等
- (1) 寺本敏之氏は、経営者として長年にわたる豊富な経験・実績・見識に基づき、取締役としての職務を果たすことにより、企業価値の向上に寄与することができると期待したためです。
 - (2) 小野直樹氏は、経営者として長年にわたる豊富な経験・実績・見識に基づき、当社の経営執行とコーポレート・ガバナンス強化に適任であると判断し、企業価値の向上に寄与することができると期待したためです。
 - (3) 萩尾哲也氏は、本社・事業部門両面での豊富な経験を有しており、経営計画の着実な達成、業務改革の推進によって、企業価値の向上に寄与することができると期待したためです。
 - (4) 森川禎一氏は、本社・事業部門を跨る豊富な経験を有しており、当社の継続的発展のために重要な千本松事業を推進することで、企業価値の向上に寄与することができると期待したためです。
 - (5) 大嶋雅樹氏は、総務部長として豊富な経験を有しており、既往経歴からも人事戦略の実現、コンプライアンス・リスク管理、コーポレート・ガバナンスの充実によって、企業価値の向上に寄与することができると期待したためです。
 - (6) 柴田征範氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待したためです。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培ってきた知識や経験並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (7) 武藤隆明氏は、小売業（百貨店業）での経験に加えて、長年にわたり総務、人事、財務経理、リスクマネジメント、CSRなど管理部門で培った豊富な経験と知見を有しており、その豊富な見識を活かして有益なアドバイスをいただけるものと期待したためです。
- (8) 飴善晶子氏は、大学、学会での学術活動の他、出身地長野県の地元企業との連携による地方創生活動にも注力しており、観光及びホスピタリティに関する豊富な知見を有しており、その豊富な見識を活かして有益なアドバイスをいただけるものと期待したためです。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、大学教授として深い学識と学外での豊富な経験を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 柴田征範氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって10年であります。
5. 武藤隆明氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。
6. 飴善晶子氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
7. 柴田征範氏、武藤隆明氏及び飴善晶子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、本議案が承認された場合は、引き続き独立役員になる予定であります。
8. 当社は、柴田征範氏、武藤隆明氏及び飴善晶子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。本議案が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などが補填されることとなります。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新することを予定しております。

【ご参考】取締役及び監査役のスキルマトリックス

本総会において第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成並びに各人のスキルマトリックスは、以下のとおりです。

なお、以下の一覧表は各自が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

氏名	役職	企業 経営	財務 会計	法務 リスク管理 コンプライ アンス	IT	業界 知見
寺本 敏之	代表取締役会長 兼会長執行役員	○	○	○		○
小野 直樹	代表取締役社長 兼社長執行役員	○	○	○		○
萩尾 哲也	取締役兼専務執行役員	○	○		○	○
森川 穎一	取締役兼専務執行役員	○		○		○
大嶋 雅樹	取締役兼常務執行役員	○		○		○
柴田 征範	取締役（独立社外役員）		○	○		
武藤 隆明	取締役（独立社外役員）	○	○	○		○
飴善 晶子	取締役（独立社外役員）			○		○
森尻 善雄	常勤監査役	○	○	○		○
国吉 誠	監査役（独立社外役員）	○	○	○	○	
久保 雅晴	監査役（独立社外役員）	○	○	○		

第3号議案 役員退職慰労金制度の廃止及び打切り支給の件

当社は、役員報酬制度の透明性及びガバナンスの一層の強化を図る観点から、現在運用しております取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を、本定時株主総会終結の時をもって廃止し、これに伴い、在任中の取締役及び監査役に対し、本総会終結の時までの在任期間に對応する退職慰労金を、従来の当社所定の基準にしたがい相当額の範囲内で、打切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期は、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案については、指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決議された取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び社内規程と整合していることから、相当であると判断しております。

また、本議案は、本総会第4号議案「取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型業績連動型株式報酬制度導入の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、効力が生じるものといたします。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
寺 本 敏 之	2019年12月 代表取締役社長兼社長執行役員
	2024年10月 代表取締役会長兼会長執行役員 CEO
	2025年10月 代表取締役会長兼会長執行役員（現任）
小 野 直 樹	2024年12月 代表取締役社長兼社長執行役員 COO
	2025年10月 代表取締役社長兼社長執行役員 CEO（現任）
萩 尾 哲 也	2015年12月 取締役兼執行役員
	2017年12月 常務取締役兼常務執行役員
	2022年10月 取締役兼専務執行役員
	2024年10月 取締役兼専務執行役員 CFO兼CIO（現任）
森 川 祯 一	2022年12月 取締役兼常務執行役員
	2023年10月 取締役兼専務執行役員（現任）
大 嶋 雅 樹	2023年12月 取締役兼執行役員
	2024年10月 取締役兼常務執行役員 CRO（現任）
森 尻 善 雄	2024年12月 常勤監査役（現任）

(注) 当社は、2019年12月20日開催の取締役会において、社外取締役及び社外監査役の退職慰労金制度を、同日をもって廃止することを決議しております。当時在任中の取締役柴田征範氏に関しては、2020年12月18日開催の定時株主総会において、同氏に対する退職慰労金の打切り支給をご承認いただいております。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型業績連動型株式報酬制度導入の件

当社の取締役の報酬限度額は、1991年12月24日開催の第108期定時株主総会において、年額540百万円以内（ただし、使用人分の給与は含まない。）（以下「金銭報酬枠」といいます。）とご承認いただきしておりますが、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進める目的として、当社の退職慰労金制度を廃止し、これに代えて、当社の取締役（社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「RS制度」といいます。）及び事後交付型業績連動型株式の付与のための報酬制度（以下「PSU制度」といい、RS制度と総称して「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

本議案は、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対してRS制度及びPSU制度に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずに無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の新株式の発行若しくは自己株式の処分（以下、総称して「交付」といいます。）を行い（以下「無償交付方式」といいます。）、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社の普通株式（譲渡制限付株式）を交付することにより（以下「現物出資方式」といいます。）、報酬を支給するものです。RS制度及びPSU制度に基づき交付される当社の普通株式の総数及び総額（現物出資方式の場合は支給される金銭報酬債権の総額）は、無償交付方式と現物出資方式を併せて、合計年2万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として交付される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）及び合計年額1億円以内といいたします（なお、当社はPSU制度に基づく当社の普通株式及び金銭報酬債権を3年間分一括して支給できるものとします。）。

また、RS制度及びPSU制度に基づき各対象取締役に対して交付される当社の普通株式の株数の比率については、下記「2(2)イ」に定めるPSU制度に係る「業績等成長目標達成度」が100%の場合に1：1となることを目安に各制度に基づき設定する予定です。

当社は、RS制度及びPSU制度を併用することにより、持続的な経営の安定と中長期的な成果志向を両立させ、対象取締役に対してバランスの取れたインセンティブを付与することを目指してまいります。本制度の概要は下図及び以下のとおりです。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されると、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

<両制度の概要>

	R S 制 度	P S U 制 度
内 容	役位等に応じて決定する数の当社の普通株式について、一定期間の譲渡制限を付して取締役に選任後速やかに交付する。	中期経営計画に定める業績目標（当初は、成長性、収益性、株主価値に関する指標を想定）の達成率に応じて決定する数の当社の普通株式を、業績評価期間終了後に交付する。
目 的	対象取締役が、譲渡制限付株式の交付時点から当社株主としての地位を有することで、株価及び株主還元の意識並びにこれらを実現するための持続的な経営の安定及び企業価値向上への意識を早期に醸成させること。	目標達成度に応じて付与株式数を変動することで、中期経営計画の業績目標達成への意欲を高め、中長期的な企業価値向上へのコミットメントを強化すること。
対 象 者	社内取締役	社内取締役（非業務執行取締役を除く。）
上 限	合計年2万株以内（年額1億円以内）	

1. 譲渡制限付株式報酬制度（RS制度）

RS制度は、対象取締役が、譲渡制限付株式の交付時点から当社株主としての地位を有することで、株価及び株主還元の意識並びにこれらを実現するための持続的な経営の安定及び企業価値向上への意識を早期に醸成させることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与する報酬制度です。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、取締役選任後速やかに、無償交付方式又は現物出資方式により、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の交付を受けるものとします。

①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

さらに、上記の方法による当社の普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- ② 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記①に定めるいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- ③ 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記①に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- ④ 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑤ 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- ⑥ 上記⑤に規定する場合においては、当社は、上記⑤の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑦ 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役に当社取締役会において定める一定の非違行為等がある場合は、本割当株式の全部又は一部を無償で取得する。

- ⑧ 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

2. 事後交付型業績連動型株式報酬制度（PSU制度）

(1) PSU制度の概要

PSU制度は、目標達成度に応じて付与株式数を変動させることで、中期経営計画の業績目標達成への意欲を高め、中長期的な企業価値向上へのコミットメントを強化することを目的として、対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。なお、当初の評価期間は、2026年10月1日から2029年9月30日までの3事業年度とします。）中の業績に関する数値目標を当社取締役会においてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成率等に応じた数の当社の普通株式（譲渡制限付株式）を、対象取締役の評価期間分の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度です。したがって、PSU制度の導入時点では、各対象取締役に対して当社の普通株式（譲渡制限付株式）を交付するか否か及び交付する株式数は確定しておりません。

なお、社内取締役のうち非業務執行取締役につきましては、その業務内容が業務執行取締役の監督であり、業務執行取締役による業務執行が当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるかを監督する立場にあるため、PSU制度の対象外といたします。

(2) PSU制度における報酬等の内容

ア PSU制度における報酬等の算定方法

- ⑦ 当社は、PSU制度において使用する①対象取締役の役位毎に設定した基準交付株式数、②当社業績等の数値目標（当初は、営業収益、営業利益及び当社取締役会が定める株主価値に関する指標を想定しております。）、及び③その達成率に応じた支給率の算定方法等、対象取締役に交付する当社の普通株式の数の具体的な算定に当たって必要となる指標及び算式等を当社取締役会において決定します。
- ⑧ 当社は、評価期間終了後、当該評価期間における当社業績等の各数値目標の達成率等に応じて算定される支給率に基づき、各対象取締役に交付する当社の普通株式の数を決定します。
- ⑨ 対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、無償交付方式又は現物出資方式により、上記⑧で決定された数の当社の普通株式（譲渡制限付株式）の交付を受けるものとします。なお、RS制度と同様、①無償交付方式による場合、PSU制度に基づく当社の普通株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき、PSU制度に基づく当社普通株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の

普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、PSU制度に基づく当社の普通株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。

イ PSU制度に基づき各対象取締役に交付する当社の普通株式の数の算定方法

当社は、以下の算定式に基づき、各対象取締役に交付する当社の普通株式（譲渡制限付株式）の数を算定します。

【算定式】

$$\text{各取締役に交付する} \quad \text{基準株式数} \quad \times \quad \text{業績等成長目標達成度} \\ \text{譲渡制限付株式 (RS) 数} \quad (①) \quad (②)$$

- ① 「基準株式数」は、原則として、定時株主総会終了後最初に開催される取締役会決議において以下の算定式により算定される数とする。

$$\text{基準株式数} \quad = \quad \text{基準額} \quad \times \quad \text{対象取締役の役位、職責等に} \\ (①) \quad (a) \quad (b) \quad \div \quad \text{応じた係数} \quad \text{基準株価} \\ \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad (c)$$

- (a) 「基準額」は、対象取締役の基本報酬総額（月額）の100%とする。
(b) 「対象取締役の役位、職責等に応じた係数」は、対象取締役の役位、職責等に応じて当社取締役会において決定する。
(c) 「基準株価」は、評価対象期間（注）開始の前月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値とする。

（注）評価対象期間は10月1日から3年後の9月30日までの連続する3事業年度とする。

- ② 「業績等成長目標達成度」は、評価対象期間の（ⅰ）成長性に関する指標（営業収益）、（ⅱ）収益性に関する指標（営業利益）及び（ⅲ）株主価値に関する指標（ROE、TSR等）に応じて算定され、0%から200%までの範囲で変動する評価係数とする。

各評価指標の評価割合（ウエイト）は1：1：1を目安とし、その評価係数は、評価対象期間満了時における各評価指標を評価期間中の中期経営計画に掲げる各評価指標に係る目標と比較し、その比率が80%以上となった場合に0%から200%の範囲で変動することを目安とする。参考までに、「中期経営計画2026」（2024年9月期～2026年9月期）における（ⅰ）営業収益目標は5500百万円、（ⅱ）営業利益目標は600百万円、（ⅲ）ROE目標は5.0%である。

ウ 株式の併合・分割等による調整

PSU制度に基づく株式の交付までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。以下同じ。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じてPSU制度の算定に係る株式数を調整します。

エ その他

対象取締役が死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社取締役会の定める地位を退任した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の株式を交付し、又は、当該交付に代えて、当該株式に相当する額として当社の取締役会が合理的に算定する額の金銭（ただし、PSU制度に基づき交付される当社の普通株式の総額と併せて年額1億円以内といたします。）を支給することができるものといたします。

（3）譲渡制限付株式割当契約の締結

PSU制度による業績連動型株式報酬としての当社の普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役（当社の取締役会決議の日において当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にある対象取締役に限ります。）との間で本割当契約と同内容の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

(4) 業績連動型株式報酬を受ける権利の喪失及びクローバック

各対象取締役について、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、当該対象取締役は、PSU制度に基づき業績連動型株式報酬を受ける権利の全部又は一部を喪失することといたします。

また、当社は、指名・報酬委員会での審議・答申の結果を踏まえて当社取締役会で定めるところにより、当社のブランド価値若しくは社会的信用を著しく毀損するような不適切な行為、重大な不正行為、不正行為を理由とする決算修正又は重大な会計上の誤りによる決算修正が発生した場合、対象取締役の全員又は一部について、(i)業績連動型株式報酬を受ける権利の全部又は一部を喪失させ、又は(ii)当該事業年度及びその前の3事業年度において交付した業績連動型株式報酬の全部又は一部を、返還させる（無償で取得する）ものとします。

(5) 今後のPSU制度の改定について

業績評価指標、算定方法その他のPSU制度の内容等については、事業環境の変化や経営目標の見直し等に応じて、取締役会決議により、適宜変更する可能性があります。

なお、当社は、2021年10月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本制度に基づき付与される株式による希釈化率は軽微であることから、本制度に基づく株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

メモ

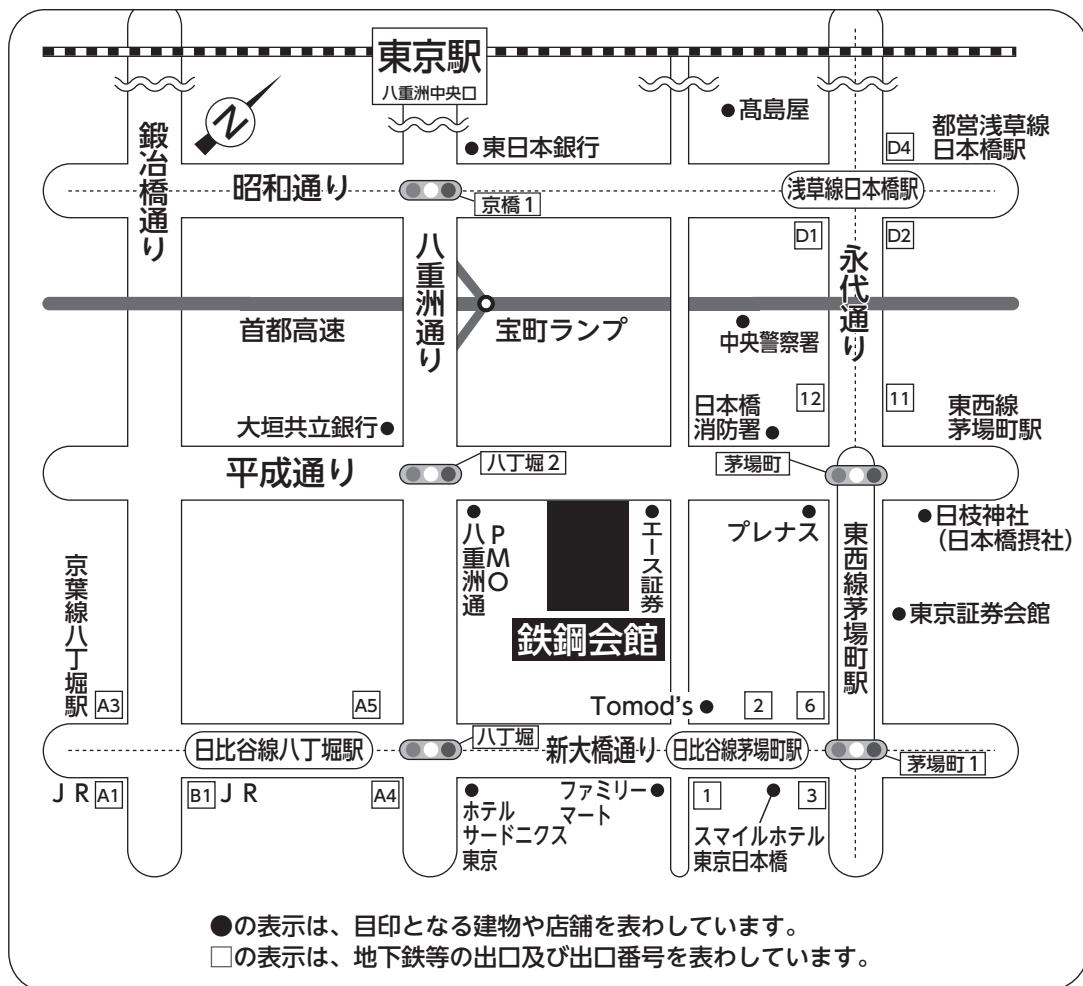
定時株主総会会場ご案内図

会 場

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館（7階）701号会議室 TEL：0120-404855

交 通

東京メトロ	東西線	「茅場町駅」	12番出口	徒歩5分
	日比谷線	「茅場町駅」	2番出口	徒歩5分
都営地下鉄	浅草線	「八丁堀駅」	A5番出口	徒歩5分
J R 線	各線	「日本橋駅」	D1番出口	徒歩10分
	京葉線	「東京駅」	八重洲中央口	徒歩15分
		「八丁堀駅」	B1番出口	徒歩10分



◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。